

オープンカウンター方式説明書

このオープンカウンター方式説明書は、京都府警察が発注する物品の調達、役務の提供、その他の契約に関して、オープンカウンター（公開見積競争）に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項が示されています。

1 オープンカウンター方式とは

オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに、少額の調達情報を公表し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいいます。

2 参加に必要な資格

オープンカウンターに参加する者は、次に定める要件を全て満たす者としてします。

なお、公表する調達案件の性質により、参加資格要件が加わることがあります。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業所又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) (1)～(4)の他、調達ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

3 見積書の提出

(1) オープンカウンター参加者は、本説明書、少額調達の見積依頼（オープンカウンター方式）についての留意事項及び暴力団排除に関する誓約事項を熟覧し、見積書を提出願います。暴力団排除に関する誓約事項については、見積書の提出をもって誓約したものと見なします。また、調達の仕様等について疑義があるときは、担当係までお問い合わせ願います。

見積提出後は当該調達への異議の申し立ては受け付けません。

(2) オープンカウンター参加者は、見積書を直接持参するか郵送により提出してください。

これ以外の方法による提出は認めません。また、見積書の作成及びその送付に要する費用は、オープンカウンターに参加する者が負担することとします。

なお、見積書を郵送により提出する場合は、封筒の表に「オープンカウンター〇〇（案件名）の見積書在中」と朱書きしてください。

(3) 仕様書に「同等品可」等記載している場合は、同等品等による見積参加を認めます。た

だし、事前承認が必要です。

(4) 同等品等による見積参加の場合は、見積書提出期限5日前（土日、祝日を含まない。）までに「同等品申請書」で申請することとします。

(5) 提出する見積書には、次の事項をもれなく記載してください。

ア 見積書作成日

イ 宛名

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印。ただし、代理人が見積をする場合は、代理人の住所、氏名、（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印。

なお、代理人による見積書の場合は、委任状を添えてください。

エ 調達名称（品目等）

オ 見積り金額（消費税込）

(6) 提出した見積書の書き換え又は撤回することはできません。

(7) 参加者又はその代理人は、調達物品等の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入受渡しに要する一切の諸経費を含めた金額で見積もるものとします。

4 契約の相手方及び契約金額について

(1) 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込）を掲示された事業者を契約の相手方とします。

(2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格に達した見積書がないときは、再度オープンカウンターを行うか別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行います。

(3) 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、「くじ引き」を実施します。

なお、当該参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、契約事務に関係しない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定します。

(4) 見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければなりません。また、契約書等の取り交わしについては、通知の際に別途指示します。

5 見積の無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

(1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書

(2) 見積書の記載及び押印に不備があるもの

(3) 同一の見積について、2通以上提出された見積書

(4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合

(5) 金額を訂正した見積書

(6) 錯誤により提出と認められる見積書

(7) 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの

(8) 提出期限までに到着しなかったもの

(9) 見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

6 その他

(1) 契約担当官等が必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることができるものとします。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約担当官等の都合により見積依頼途中であっても、調達を中止する場合があります。